

犬や猫の飼い方

あなたのマナーは大丈夫ですか？

ペットは人間のパートナーとして私たちの暮らしに潤いや安らぎをもたらしてくれませんが、その一方で、ペットをめぐる苦情も多く見受けられます。人と犬や猫がともに暮らすため、飼い主の皆さんは、ルールとマナーを守りましょう。
◎環境政策課環境衛生係 ☎44-3115



犬の飼い方

フンの後始末はできていますか

犬の散歩中に、飼い主がフンの後始末をしないという苦情が増えていきます。

公園や道路、他人の所有する土地にフンを放置することは、「袋井市まちを美しくする条例」で禁止されています。

ウォーキング中や公園で遊んでいる時などに、放置されたフンを踏みつけてしまうと、せつかくの楽しい時間も台無しです。

◎フンによる病気◎
放置したフンの中には、細菌や寄生虫がいることがあります。細菌や寄生虫の卵は乾燥しても死にません。

これが、乾いたフンから風により飛散して空中に舞い、人が吸い込むと病気を患う恐れがあります。



フンの持ち帰り啓発パトロール



「市民環境ネットふくろい」で使用している啓発用の旗

鳴き声で迷惑を掛けていませんか

犬の鳴き声は、飼い主には気にならなくても、周囲の人には迷惑な場合もあります。

犬は、相手を威嚇したり、飼い主に何かを要求したりする時にほえます。これは本能のひとつで、ほえないようにしつけることはできません。

大切なのは、なぜほえているかを理解し、その原因を取り除いて、ほえるのをやめさせることです。

犬のしつけ教室を開催している動物病院やドッグスクールなどがありますので、各施設にお問い合わせください。

犬の放し飼いは危険です

毎年、犬にかまれたという苦情が数件、市に寄せられます。

犬の放し飼いは、他人に危害を加える恐れがあるほか、大切な飼い犬が交通事故に遭う危険性があります。

丈夫な鎖や綱でつないで飼うようにし、散歩にはリード(引き綱)を付けて出かけましょう。

飼い犬がいなくなってしまう時 迷い犬を見つけた時は

市役所環境政策課または、西部保健所衛生業務課(☎37-2245)へ連絡してください。
市では、毎年多くの迷い犬を保護しています。「鑑札」や「注射済票」、飼い主の連絡先を記した札などが飼い犬の首輪についていれば、登録番号などから飼い主の方に連絡することができます。

室内飼いをしましょう

飼い猫を自由に外出させることは、交通事故や、病気への感染の危険があります。
また、知らない間にほかの家の敷地にフンをしたり、庭や畑を荒らすなどの迷惑を掛けることもあります。

猫は、外が眺められる窓辺や隠れることができる場所、上下に移動できる場所があれば、室内で飼うことができます。地域の皆さんが気持ち良く暮らせるよう、室内飼いをしましょう。



猫の飼い方

登録と注射

「狂犬病予防法」により、犬の飼い主には飼い犬の登録と注射が義務付けられています。

犬の登録は、犬を取得した日(子犬は生後90日を経過した日)から30日以内に行ってください。また、生後90日を経過した犬には、狂犬病予防注射を年1回受けさせなければなりません。登録と注射の際にそれぞれお渡しする「鑑札」「注射済票」は、犬の首輪などに付けなければなりません。

登録は市役所環境政策課または、支所市民サービス課で、狂犬病予防注射は動物病院で手続きをしてください。



去勢・不妊手術を受けさせましょう

猫は年に2〜3回、1回に2〜8匹の子猫を産みます。
育てきれない猫が保健所の引き取りに出されたり、野良猫となりたりする場合があります。不幸な猫を減らすため、去勢・不妊手術を受けさせましょう。手術を行うと性格が穏やかになり、飼いやすくなるかとされています。

◇野良猫の場合は、去勢・不妊手術への補助制度がありますので、お問い合わせください。

◇飼い猫の場合は、補助制度の対象となりませんが、飼い主の方の責任で実施をお願いします。